

平成 21 年度 第 8 回教育研究評議会議事録

日 時 平成 21 年 12 月 16 日 (水) 14 時 30 分～18 時 20 分

場 所 事務局大会議室

出席者 興、山本義、中村高、西村、満井、南、露無、舩橋、佐藤、三橋、今野
石井、原田、山本章、伊東、酒井、荒川、村井、青山、増田、柳澤、
東郷、佐古、高木、鈴木、永津、渡邊尚、田中、三村、加藤の各評議員

欠席者 渡邊修評議員

陪席者 大戸、塩田の各監事
寺下、太田の各学長補佐

I 前回議事録の承認について

平成 21 年度第 7 回教育研究評議会議事録(案)の、Ⅲ 報告事項「5 静岡
大学学術リポジトリの今後の展開について」中、「リポジトリへの登録が図ら
れるよう、各部局等に対し協力要請があった。」を「リポジトリへの登録者数
が、各部局 3 分の 1 以内の協力しか得られていないことから、多数の参加をお
願いしたい旨、各部局等に対し協力要請があった。」に修正したほかは、原案
どおり承認した。

II 審議事項

1 教育研究等組織の整備について

山本委員及び中村高委員から、前回の企画・調整会議での議論を踏まえた、
教育研究等組織の整備の方向性にかかる修正案について、資料 1 により説明
があった。

続いて、審議を行い、種々の意見が出されたが、実施にあたっての詳細は
引き続き検討することを前提に、組織整備にかかる方向性について、本案を
承認した。

なお、表現ぶりについては、教育研究評議会において共有できるよう改め、
次回本会議に提示することとした。

また、中村高委員から、組織整備案については今後、準備委員会を立ち上
げ、詳細の議論を行っていきたいこと、及び西村委員から、平成 23 年度概
算のためには、年明けに該当案件の精査が必要であるとの発言があった。

(意見交換で出された主な意見)

- ①「方向性」というには具体的過ぎるので、本日の会議で決めることは反対。
- ②現状には問題があるので、大きな方向性としては賛成である。
- ③これから具体的な意見を重ねていく中で、よりよいものに変更していくとい
う前提で「方向性」を了承する。
- ④法務研究科と法学科の兼担問題は、静岡大学法学科の存続に関わる問題であ
り、法学科の兼担解消を書くべきではないか。

- ⑤大学全体として人文学部法学科を存続させるために、どこからリソースを出すのか、教育学部のゼロ免課程をその原資とすることで全てが解決するというわけではなく、学部を超えて、教育研究評議会、企画・調整会議で全学をどうするのかという意識を持つことが大切である。
- ⑥次期中期目標・中期計画（案）に記載すべきとの意見があるが、原案は本方向性が読み取れるような書きぶりとなっており、今の時点で変更するものではない。措置事項、年次計画に記載し、検討を深めていく中で必要に応じて変更すべきである。
- ⑦情報・理・工・農学部が修士課程、人文・教育学部が学士課程所属とすることについて、議論が尽くされていない。大学のあり方として問題はないのか。
- ⑧創造科学技術大学院所属の教員は、運営に関する様々な用務により、研究部では研究に専念できなくなってしまったため、一旦、全員を大学院修士課程に所属させ、絞った人員を研究所に配属させる提案となった。これには、すべての教員が一律に管理、運営、研究を行うのではなく、役割分担をすること、また、学士課程、博士課程を弱体化させないことが前提となる。
- ⑨情報・理・工・農学部を中心に創造科学技術大学院を支える必要があり、そのために同等レベルの修士課程に教員集団をおき、そこから展開させるべきと考える。また、修士課程に所属することで、情報・理・工・農学部にとって重要な修士の教育に責任をもち、さらには学部、同大学院教育をどうするか考えるのが合理的である。
- ⑩自然科学系において、学士・修士課程との一貫性は喫緊の課題である。人文科学系については、実態として人文社会科学研究科に法学分野がないため、教員すべてが修士課程所属ともできず、もう少し議論が必要である。自然科学系がおかれている現状については、共有願いたい。
- ⑪新研究所（先端オプトロニクス研究所）について、「エネルギー・環境」分野が一つの柱になる可能性があり、現時点で「光」に絞る必要はなく、名称から「オプトロニクス」を除いた形での方向性とし、その上で、何がベストな研究か決めるというほうが受け入れやすい。
- ⑫新研究所（先端オプトロニクス研究所）の内容については、今後十分な議論を行い、部局の意見を確認しながら行ってほしい。この点について「方向性」に盛り込んでいただきたい。
- ⑬ただの「先端研究所」では静岡大学の看板になれず、何かに特化したものとするべきである。
- ⑭「生体分子システムセンター」については、名称も含め、これでふさわしいか検討が必要である。
- ⑮次期中期計画では、アジア研究、極限画像科学、ナノバイオ科学、グリーン科学技術（環境・エネルギー）が本学の研究の4本柱としてあがっており、これらの進め方の検討が求められる。また、「環境・エネルギー」分野が現場の声として、どこまで熟しているか見極める必要がある。
- ⑯「環境・エネルギー」分野は、「生体分子システムセンター」に関係する先生方にパワーが強い部分がある。また、「イノベーションセンター」で次世代の研究を支援する中で支援することも考えられる。

- ⑰「方向性」が認められれば、今後、準備委員会を立ち上げてマイルストーンの作成や具体的な内容について、詳細を検討していく。

2 第二期中期目標・中期計画について

山本委員から、文部科学省に提出済みの第二期中期目標・中期計画（素案）について、文部科学大臣より修正及び更なる検討を求められた旨、資料2-1及び参考資料1-1・1-2により説明があった。

続いて、山本委員及び中村高委員から、同素案の修正案及び更なる検討を求めた意見に関する対応状況について、資料2-2により説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

3 インドネシア・ガジャマダ大学内への海外事務所設置について

露無委員から、インドネシア・ガジャマダ大学内への海外事務所設置について、資料3により説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

III 報告事項

1 学長候補者の決定について

石井委員（学長選考会議副議長）から、参考資料2により、伊東幸宏氏を次期学長候補者に決定したことについて報告があった。

なお、議長から、新執行部への円滑な移行を期すため、同氏に対して、今後、役員会、総合戦略会議等へオブザーバーとして陪席願うとともに、当該部局においては、同氏の業務の負担軽減について配慮願いたい旨、要請があった。

2 企画・調整会議審議事項

議長から、以下の規則の一部改正について承認された旨、報告があった。

- (1) 静岡大学の学部、大学院及び研究所に置く講座等の教員組織を定める規則の一部改正について（資料4）
- (2) 静岡大学電子工学研究所規則の一部改正について（資料5）
- (3) 静岡大学教員の任期に関する規則の一部改正について（資料6）
- (4) 静岡大学創造科学技術大学院規則の一部改正について（資料7-1）
- (5) 静岡大学創造科学技術大学院教授会規則の一部改正について（資料7-2）
- (6) 静岡大学大学院自然科学系教育部教授会規則の一部改正について（資料7-3）
- (7) 静岡大学大学院創造科学技術研究部教授会規則の一部改正について（資料7-4）
- (8) 静岡大学創造科学技術大学院長等選考規則の一部改正について（資料7-5）
- (9) 静岡大学外国人学生規程の一部改正について（資料8）

3 フランス共和国ナンシー第2大学との大学間交流協定更新について

議長から、標記大学との大学間交流協定について、現在、明年1月以降の更新手続きを進めている旨、資料9により報告があった。

4 工学部とカナダ国ビクトリア大学工学部との部局間交流協定更新について

議長から、標記部局間交流協定の更新を行ったことについて、資料10により報告があった。

- 5 静岡大学と会津大学との研究交流促進についての覚書締結について
議長から、標記覚書を締結したことについて、資料11により報告があった。
- 6 教員の採用等報告について
議長から、農学部2件、教育学研究科1件、大学教育センター1件の教員の採用等について、資料12により報告があった。
- 7 叙位・叙勲について
議長から、元人文学部事務長川島恵一氏が正七位瑞宝双光章の叙位を受章されたことについて、資料13により報告があった。

IV その他

1 年始の行事について

議長から、資料14により、平成22年1月4日（月）に年頭の学長挨拶を行う旨、案内があった。

2 その他

- (1) 議長から、12月22日(火)に平成21年度(第15回)静岡大学技術報告会が開催される旨、席上配付資料により説明があり、教育研究組織を補完する支援組織として、技術部の体制強化が重要である旨、発言があった。
- (2) 船橋委員から、明年2月12日(金)に浜松キャンパスにおいて、男女共同参画シンポジウムが開催される旨、案内があった。

以 上